





## 8. 年金数理担当者の所見

### ①制度の財政健全性について

平成16年の制度改正により、国共済と地共済との財政単位の一元化が図られた。これは、保険者規模の拡大を通じて財政の安定化につながるものであり、国共済及び地共済の今後の健全な財政運営に大いに寄与するものと考えられる。

また、同制度改正では、厚生年金において、社会経済と調和した持続可能な制度を構築するため、将来の保険料水準を固定すると同時にマクロ経済スライドによる給付の自動調整の仕組みが導入された。国共済及び地共済においても、いわゆる2階部分の給付水準を厚生年金に合わせるため、厚生年金と同じスライド率によるマクロ経済スライドが導入されたが、これは財政の安定化に寄与するものであり、財政の健全性が維持されやすくなるものと考えられる。

### ②財政再計算にあたり今後検討を要する点

平成16年の制度改正により、国共済及び地共済においても厚生年金と同様有限均衡方式の仕組みが導入され、均衡期間の終了時には「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」を保有することとされた。この「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」については、今回の財政再計算では積立度合で1～4倍と幅を持たせて推計を行ったところであるが、今後の財政再計算においては、最終保険料率に到達するまでのいずれかの段階で均衡期間の終了時の積立水準の前提を一本化する必要がある。

この積立水準のあり方については、今後の公的年金制度改革の動向、社会・経済の動向、有限均衡方式移行後の国共済及び地共済の財政状況及び次回以降の財政再計算結果等を総合的に勘案しながら引き続き検討していくこととしているところである。

## 9. 情報公開について

### 1 国家公務員共済組合組合員に対して

#### (1) 一般組合員向け広報

##### ① 毎月発行の国家公務員共済組合連合会の広報誌「KKR」の作成、配布

平成15年4月から平成16年10月まで合計17回実施  
(うち、連合会による情報提供15回、財務省による情報提供2回)

##### ② 全組合員を対象としたリーフレットの作成、配布

平成15年12月「年金財政の現状」、平成16年7月「年金財政の仕組み」、  
平成16年8月「改正法に基づく見通し・財政再計算結果」及び平成16年9月  
「新掛金率について」の合計4回実施

#### (2) 組合員の代表者に対して

##### ① 年金業務懇談会

平成16年6月から平成16年8月にかけて5回開催

##### ② 運営審議会

平成16年8月30日の運営審議会懇談会及び平成16年9月13日の運営  
審議会の合計2回開催

### 2 国民一般に対して

広報誌「KKR」、「リーフレット」については、発行毎随時、「財政再計算結果」については、運営審議会懇談会終了後にホームページに掲載し公表している。

平成16年財政再計算に係る組合員への情報公開

年月	広報紙「KKR」(通常号)		リーフレット (組合員全員配布)	
	私たちの共済年金	その他		
15.	1			
	2			
	3			
15.	4	1. 共済年金のあらまし		
	5			
	6	2. 国共済年金の現状(1) (組合員数と年金財政)		
	7	3 国共済年金の現状(2) (組合員と年金受給権者の年齢構)		
	8	4 国共済年金の現状(3) (年金額の推移)	一元化研究会のまとめ (財務省)	
	9	5 国共済年金の現状(4) (収支状況の推移)		
	10	6 国共済年金の現状(5) (地共済との比較)		
	11	7 財政再計算について(1) (目的及び経過)		
	12	8 財政再計算について(2) (給付費の推計方法)		年金財政の現状
	16.	1	9 財政再計算について(3) (基礎率の意味)	
		2	10 財政再計算について(4) (給付費及び標準報酬の推計)	
3		11 財政再計算について(5) (年金の給付費)	共済年金の改正案につ いて(財務省)	
16.	4	12 財政再計算について(6) (地共済との財政単位の一元化)		
	5			
	6			
	7		国家公務員共済組合法 等の改正法が成立(改 正の概要)	年金財政の仕組み
	8			改正法に基づく見通し 財政再計算結果
	9	13 財政再計算について(7) (財務省通知・計算結果)		新掛金率について
	10	14 運営審議会・新掛金率の 決定		
	11			
	12			